

# 令和8年度沖縄県介護テクノロジー定着支援事業補助金 Q&A

令和8年6月17日時点

No.	カテゴリ	問	答
1	補助対象者	養護老人ホーム及び軽費老人ホームを補助対象とした理由について。	養護老人ホーム及び軽費老人ホームについては、介護保険法に基づくサービスを提供するサービス事業所と同じように高齢者に対する支援を行っていること、特別養護老人ホームと併設されている場合は職員が兼務している実態もあることから、これら施設にも介護テクノロジーを導入することで、より効果的に職場環境の改善を図ることができるよう補助対象としています。
2	補助対象者	過去に介護テクノロジー(介護ロボット・ICT機器)の補助を受けた事業所でも、再度申請することは可能か。	可能です。
3	補助対象者	法人本部は沖縄県外だが、事業所は県内に存在している場合は補助対象となるか。	補助対象となります。
4	補助対象者	これから開設する介護サービス事業所は、補助対象となるか。	導入計画書の提出日時点で、対象となる介護サービス事業所が開設している必要があります。
5	補助対象者	特別養護老人ホームや有料老人ホームは対象となるか。	特定施設入居者生活介護など、介護保険に基づく介護サービスの指定等を受けている場合は対象となります。
6	補助対象者	同一敷地内に特別養護老人ホーム(介護老人福祉施設)と通所介護事業所が併設されている場合には、それぞれを独立した1事業所として計2事業所として計算すべきか。併設されているので1事業所とすべきか。	指定ごとに1事業所となるため、併設されていても2事業所とカウントします。
7	補助対象者	同一法人で複数の事業所を運営している場合、複数事業所の申請をすることは可能か。	可能です。 なお、提出の際は、法人分の導入計画書等の必要書類をまとめて提出するとともに、複数事業所の申請を行う場合は、「優先順位表」を合わせて提出してください。予算を上回る申請があった場合に、採択事業所を決定する上での参考とさせていただきます。
8	補助対象者	いわゆる「みなし指定」を受けている事業所も対象となるか。	対象となります。
9	対象となる機器	導入を予定する機器が「介護テクノロジー利用の重点分野」に該当しているかどのように判断するのか。	「介護テクノロジー利用の重点分野」の定義を確認いただき、機器の導入目的および機能等が定義の記載内容と整合性が取れているかをご確認ください。 <介護テクノロジー利用の重点分野> <a href="https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/001268136.pdf">https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/001268136.pdf</a>
10	対象となる機器	「福祉用具情報システム(TAIS)」の「介護テクノロジー」として選定された機器は全て補助対象なのか。	そのとおりです。
11	対象となる機器	「福祉用具情報システム(TAIS)」には掲載されていない製品(スライディングシート等)は、補助対象となるか。	実施要綱4(1)ウの「○ その他と認められる例」に記載のある機器等については、あらかじめ補助対象(区分③:30万円/台)となります。それ以外の独自の機器等については、原則として事前協議書を提出いただいた後の県の審査時に個別に判断いたします。
12	対象となる機器	福祉用具貸与事業所が、貸与するための福祉用具を購入する場合も補助対象となるのか。	「介護従事者の身体的負担の軽減や、間接業務時間の削減等の業務の効率化など、介護従事者が継続して就労するための職場環境整備として有効であり、介護サービスの質の向上につながると実施主体が判断した機器等」には該当しないため、補助対象としては認められません。

No.	カテゴリ	問	答
13	対象となる機器	介護テクノロジーのパッケージ型導入支援について、「連動することで効果が高まる」とはどのように判断するのか。	「介護テクノロジーのパッケージ型導入支援の例」に記載しているとおり、「介護業務支援」に該当するテクノロジー(介護ソフト等)と他のテクノロジーを合わせて活用することで、単体で活用するよりも効果的に活用できるか、といった視点で判断します。 介護テクノロジー等の導入計画書(様式1-1)の「連動する仕組み」欄にその概要を記載してください。
14	対象となる機器	介護ソフト機能調査の結果はどこで確認できるか。	厚生労働省HP「介護テクノロジーの利用促進」( <a href="https://www.mhlw.go.jp/stf/kaigoict.html">https://www.mhlw.go.jp/stf/kaigoict.html</a> )の「補助金参考資料」をご参照ください。
15	対象となる機器	一気通貫の要件について、1つのソフトではなく複数のソフトを連携させて結果的に一気通貫となり転記が不要になる運用方法でも補助対象となるか。	1つのソフトでなくても、複数の介護ソフト間の連携により転記が不要になる場合には補助対象とします。 ・複数の介護ソフトを連携させるためのソフトウェアも本補助金の補助対象とします。 ・見守り機器を介護ソフトを連携させるための「連携オプション」も補助対象とします。
16	対象となる機器	既に導入している機器の更新は、本補助金の対象となるか。	単なる機器更新は補助対象外となります。ただ、既存機器より機能等が向上する機器の導入により、業務効率化等に大きな効果が生じる場合には、対象とみなします。
17	対象となる機器	テクノイド協会の福祉用具情報システム(TAIS)に移動用リフトのつり具の部分も掲載されているが、複数購入することは可能か。	原則、同時に導入する介護リフト等の台数と同数を補助対象とします。
18	補助対象経費	昨年度の実施要綱には、「情報端末について、1台あたりの補助額は10万円以内とする」との定めがあったが、この定めはなくなったのか。	ご認識の通りですが、情報端末機器を含めて基準額の範囲内での補助となります。
19	補助対象経費	介護ソフトの定着促進費は、介護ソフトの導入に伴って発生する定着促進費用を見るものであり、介護ソフトを今回導入しない場合は補助することができないか。	そのとおりです。
20	補助対象経費	効率的なコミュニケーションを図るための機器も補助対象となるが、インカムの他各種チャットツール(LINEワークス等)も補助対象となるのか。	職員間の連絡調整の迅速化に資するICT機器に該当するものと考えられるため、補助対象として申請いただくことが可能です。
21	補助対象経費	介護テクノロジーのレンタル費用も補助対象と考えてよいか。	そのとおりです。
22	補助対象経費	介護ソフトの5年間の使用権(ライセンス)を購入する場合、購入した年度に全額を補助対象として扱って良いか。また、月払いのリースやサブスクリプションなどを新規に導入する場合、その経費はどこまで補助の対象となるか。	「補助対象額＝当年度の支払金額」となります。使用権(ライセンス)期間で判断するのではなく、使用権(ライセンス)を購入した際の支払金額で判断してください。例えば、使用権(ライセンス)が複数年の介護ソフトでも、当年度に全額支払った場合は全額が補助対象となります。一方、使用権(ライセンス)が複数年の介護ソフトで支払金額が1年分(毎年払い)であれば、1年分の金額が補助対象となります。 また、リース費用やサブスクリプション費用も含め、使用権(ライセンス)が複数年に渡る場合でも、初年度に複数年度分の費用をまとめて支払った場合は、その費用全体が補助対象となります。
23	補助対象経費	介護ソフトの基準額について、「利用者一人あたりのライセンス料で合計金額が変動する契約の場合」とは具体的にどのようなケースを想定しているか。	介護ソフトにおいて、アカウント数によってライセンス料が変動する場合は想定しています。介護ソフトを使用するアカウント数によってライセンス料が変動する場合、アカウント数が増えるほど、料金が増えることが一般的なため、職員数によって基準額を設定しています。

No.	カテゴリ	問	答
24	補助対象経費	介護ソフトの改修に要する費用は対象となるか。	以下に対応するための改修費用は対象経費とします。 ①「ケアプランデータ連携標準仕様」に対応するための改修 ②「入退院時情報連携標準仕様」に対応するための改修 ③「訪問看護計画等標準仕様」に対応するための改修 ④厚生労働省が別途定める方式による財務諸表のデータ出力機能を実装するための改修 ⑤「LIFE 標準仕様」(*)に対応するための改修 ※令和3年10月20日付事務連絡「科学的介護情報システム(LIFELIFE)と介護ソフト間におけるCSV連携の標準仕様」
25	補助対象経費	介護ソフトのアップデートに要する費用は補助対象となるか。	機器の導入を伴わない、既存ソフト等のアップデートにかかる経費は補助対象外です。
26	補助対象経費	テクノロジー導入の際の工事費を補助対象としてよいか。また、メーカーからの機器説明にかかる費用を「機器等の導入に付帯して必要となる経費」として補助対象としてよいか。	工事費については、「機器等の導入に付帯して必要となる経費」として補助対象とすることができます【実施要綱4(留意事項)※2】 機器説明にかかる費用については、「機器等の導入に付帯して必要となる経費」と実施主体が認める場合は、補助して差し支えありません。
27	補助対象経費	過去に見守り機器等を導入しており、今回新たにタブレットやWi-Fi環境のみを整備する場合、補助対象となるか。	補助対象とはなりません。タブレットやWi-Fi環境整備等、機器の導入に付帯して必要となる経費は、主となる機器(重点分野に該当する介護ソフトや見守り機器等)と併せて導入する場合に限って補助対象となります。
28	補助対象経費	保守経費等は補助対象となるか。	介護ソフトについては新設された『定着促進支援』の中でバンダーサポート費等として申請してください。それ以外のテクノロジー(見守り等)に係る保守・クラウド費用については、機器導入に伴う初期契約期間分に限り、主たる機器の導入に付帯する経費として対象とすることができます
29	補助対象経費	タブレット端末を購入する際に、付属品(充電器、ケース、画面防護用シート等)は対象となるか。	本体以外の付属品は原則として対象外です。なお、本体と一体不可分のもの(それがないと本体を利用できないもの)については対象とします。
30	補助対象経費	「バックオフィスソフト」や「AI搭載型議事録作成ツール」を導入する際、それらを活用するためのWi-Fi環境の整備費用や、専用のタブレット端末等の費用を付帯経費として一緒に申請することは可能ですか。	申請できません。 付帯経費の対象外とされているため、タブレット等の情報端末や通信環境整備の費用を合算して申請することはできません。
31	補助対象経費	バックオフィスソフトを導入する際に、一気通貫の環境が実現している必要があるか。	バックオフィスソフトは実施要綱4(1)ウ「その他」に該当する機器であるため、一気通貫の環境が実現されていなくても、介護従事者が継続して就労するための職場環境整備として有効であり、介護サービスの質の向上につながると実施主体が判断した機器であれば補助対象する場合があります。
32	補助対象経費	導入予定機器の「送料」は対象となるか。	導入予定機器の送料は補助対象外です。
33	補助基準額、上限額	介護ソフト導入時の職員数の算出にあたり、管理者等の直接的な業務に携わらない職員も対象となるか。また、対象となるのは常勤の職員のみか。	訪問介護員等の直接処遇職員だけでなく、介護ソフトの活用が見込まれる管理者や生活相談員、事務員などの職員も含まれます。また、常勤・非常勤の別は問いません。
34	補助基準額、上限額	会議の申し送りや議事録を自動作成するAIソフトを導入したいのですが、「バックオフィスソフト」として、職員数に応じた基準額(最大250万円)で申請できますか。	申請できません。 表2(職員数に応じた基準額)の対象となる「バックオフィスソフト」とは、法人又は事業所の全職員を一括管理する基盤システム(給与計算システム、勤怠管理システム等)を指します。 議事録作成ツール等の特定の事務に特化した個別ソフトについては、実際の導入相場を考慮し、表1の区分③(その他:基準額30万円/台)としての取扱いとなります。

No.	カテゴリ	問	答
35	補助要件	県が設置した「介護業務・テクノロジー伴走支援センターおきなわ」の研修及び事前相談を行う時期はいつでもよいのか。	介護テクノロジーの業務改善等について十分に理解した上で介護テクノロジーを導入することができるよう、研修(セミナーの受講、動画視聴を含む)及び事前相談は、原則として介護テクノロジー等の導入前の事前協議の前に受講するようにしてください。
36	補助要件	「介護業務・テクノロジー伴走支援センターおきなわ」に相談することについて、法人内に複数の事業所があり、一度の相談で法人全体の相談を行ってもよいのか。	相談につきましては、一つの事業所の課題が全ての事業所に当てはまるとは必ずしも言えないため、個々の事業所の状況や課題をご相談いただくようお願いいたします。ただし、法人のご担当者様が全ての事業所のご相談を代表してまとめて行うことは差し支えありません。
37	補助要件	補助要件に「ケアプランデータ連携システムの利用を開始していること」が補助要件となっているが、データ連携実績がなくてもよいのか。	補助要件としては、令和8年度内にアカウントを登録し『利用を開始(環境整備)』していれば、申請時点での連携実績(件数)は問いません。ただし、実績報告書の提出までには、データ連携を開始してください。また、年度内に5事業所以上の実績を達成した場合は、5万円の加算対象となります。
38	補助要件	ケアプランデータ連携システムにより5事業所以上とデータ連携を実施していることはどのように判断するのか。	実施要綱12(1)に定める業務改善計画において、連携状況を確認する項目を設けることとしております。業務改善計画の様式については、交付申請書の提出時に提出いただくこととしています。「データ連携を実施」とは、ケアプランデータ連携システムを利用して、ケアプランの送受信を行っている(または令和8年度中に予定している)ことです。なお、「居宅介護支援費に係るシステム評価検討会」において、ケアプランデータ連携システムと同等の機能とセキュリティを有するシステムとして認められたものを含みます。
39	補助要件	「居宅療養管理指導」も「ケアプランデータ連携システム」の導入が補助要件となるのか。	居宅療養管理指導については、ケアマネージャーによる給付管理サービスの対象外であり、サービス利用票を送付することがないため、「ケアプランデータ連携システム」を日常的に利用するケースが想定されません。そのため、居宅療養管理指導の事業所については、ケアプランデータの連携を行う計画となっている場合に限り、「ケアプランデータ連携システム」を使用することを補助要件とします。
40	補助要件	補助要件について、「SECURITY ACTION 対象外の事業所については、同等の対策(一つ星又は二つ星)を講じていることを宣言すること」とあるが、詳細な条件を教えてください。 また、宣言するために必要な手続や留意事項について教えてください。	詳細な条件は次のホームページを確認ください。当HPの「一つ星を宣言する」、「二つ星を宣言する」に条件が記載されています。 <参考>SECURITY ACTION 事務局への問合せ方法 SECURITYACTION のお問い合わせフォーム で「自己宣言をしているか忘れた、自己宣言ID を忘れた」を選択し、必要事項を入力してお問い合わせする。 (※) <a href="https://info.ipa.go.jp/form/pub/inquire/sainq">https://info.ipa.go.jp/form/pub/inquire/sainq</a>
41	補助要件	特別養護老人ホームなどの施設サービスを運営していますが、介護ソフトを申請する際の必須要件はありますか。	居宅系事業所に課されているケアプランデータ連携要件に加え、施設サービス事業所等(介護福祉施設・介護保健施設・介護医療院)については、科学的介護情報システム(LIFE)に対応した「CSV連携仕様書(LIFE)」に準じたCSVファイルの出力機能を有しているソフトであることが必須要件となります(メーカーのカタログ等で要件を満たしているかご確認ください)。
42	申請手続き・提出書類	1つの事業所で、「介護テクノロジー等の導入支援事業」と「介護テクノロジーのパッケージ型導入支援事業」の両方の事業計画を提出することは可能か。	できません。どちらか1事業のみとなります。導入する機器の種類から、どちらの事業に該当するか判断して、事業計画の作成をお願いします。
43	申請手続き・提出書類	事前協議書に必要な提出書類はどのように提出すればいいか。	原則、沖縄県電子申請サービスによりデータで提出してください。提出先のURL等は別途ホームページに掲載します。電子システムによる提出ができない場合に限り、メール等での提出を可としますので、沖縄県高齢者介護課までご連絡をお願いします。

No.	カテゴリ	問	答
44	申請手続き・提出書類	提出する見積書の取得にあたって留意すべき点について	見積書の記載内容について、以下の点に留意してください。 ① 対象経費を確認するため、見積書の記載内容「一式」として記載するのではなく、製品の内容や付帯経費、数量や単価など詳細の内訳が分かるよう取得してください。 ② 補助対象機器について、値引き後の金額で見積書を作成いただくか、どの部分が値引きされているかが分かるようで見積書を作成いただき、補助対象経費の単価が分かるようにしてください。
45	申請手続き・提出書類	見積書は複数業者から徴取する必要があるか。	できる限り複数業者から見積を徴取し、より経済的な見積りみの業者を選択の上、適正な価格であることを踏まえ、申請をお願いします。ただし、導入しようとする機器等について単一代理店(※)のみでの扱いとなる等、複数業者からの見積徴取が困難な場合は1社のみで差し支えありませんが、その場合も適正な価格での契約となるよう努めてください。 (※)単一代理店:機器等の販売ルートがメーカーと特定の販売店との代理店契約に基づく場合
46	申請手続き・提出書類	見積書に消費税の記載は必要か。	消費税及び地方消費税は補助対象経費に含まれないため、本体価格と消費税分が明確に分かる形で記載されていれば構いません。税抜きか税込みか分かる形で作成するよう見積書を作成してください。
47	申請手続き・提出書類	通販サイト等でネット購入する場合、申請時に添付が必要とされている見積書やカタログが無い場合はどうすればよいか。	補助金の交付申請にあたっては、原則として見積書の添付が必要です。ただし、相談の事例のように、見積書の徴取が困難な場合は、購入予定の機器等について、申請時点の価格が分かる資料(該当ページのスクリーンショットなど)の添付でも可とします。
48	事業実施上の留意事項	補助金の交付決定前に購入した機器は補助対象となるか。	原則、補助対象となりません。ただし、内示決定後に、交付決定前着手承認申請書(様式第1-2号)を提出し、県から承認を得た場合はその限りではありません。
49	事業実施上の留意事項	機器の導入、支払い等はいつまでに完了すればよいか。	本事業については、令和9年1月31日までに実績報告書を提出していただく必要があります。そのため、機器の導入および支払いは、実績報告の準備期間を考慮し、それまでに必ず完了させてください。
50	事業実施上の留意事項	交付決定額よりも実績が安価になり、交付決定額との差額が生じた場合、購入する機器の台数を増やしたり、別のものを追加で購入したりすることはできるか。	交付決定額との差額が生じても、その差額で購入する機器の台数を増やしたり、別のものを購入したりすることはできません。